



# 山形県公報

平成23年8月2日(火)  
第2265号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 災害等による県税の納期限等の指定……………(税 政 課) ……791
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……792
- 民有保安林の指定……………(森 林 課) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(用 地 課) ……793
- 公共測量の実施の通知……………( 同 ) ……同
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……同

### 労働委員会関係

#### 告 示

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示……………同

### 公 告

- 平成23年度採石業務管理者試験の実施……………(産業政策課) ……794
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……797

## 告 示

### 山形県告示第671号

平成23年4月県告示第344号(災害等による県税の納期限等の延長)において別に告示で定めることとされている期日のうち、宮城県に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものは、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、固定資産税及び産業廃棄物税の納税者に係るもの(個人の事業税にあっては、申告を除く。)にあってはその期限が平成23年3月11日から同年8月30日までに到来するものについて同月31日とし、自動車税の納税者に係るものについてはその期限が同年3月11日から同年10月30日までに到来するものについて同月31日とする。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第672号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人鮭川村社会福祉協議会<br>最上郡鮭川村大字佐渡893番地 | さけがわりハビリセンター<br>最上郡鮭川村大字庭月55番地1 | 就労継続支援（B型）  | 14名 | 平成23. 7. 21 |

**山形県告示第673号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称           | 所 在 地            | 認 定 期 間                      |
|---------------|------------------|------------------------------|
| 町 立 真 室 川 病 院 | 最上郡真室川町大字新町469番1 | 平成23年10月1日から<br>平成26年9月30日まで |

**山形県告示第674号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町大字菅里字菅野325-1、327-1、341-1、354-1、394、402-1、402-2、405-1、405-2、408、420、431、432、434、字菅野南山53、67、136、139、143、150、153、162、164、166、170-1、175、179、180、182
  - 2 保安林指定の目的  
飛砂の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第675号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成23年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 赤坂真室川線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字昭和字昭和201番から  
同 125番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年8月2日

**山形県告示第676号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
村山市、天童市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成23年9月13日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（基盤地図情報整備）

**山形県告示第677号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年7月12日から平成24年2月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

**山形県告示第678号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市南栄町外 地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年12月10日から平成23年7月8日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、仮BM設置測量、路線測量）

**労働委員会関係****告 示****山形県労働委員会告示第2号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成23年7月21日認定した。

なお、平成22年7月27日山形県労働委員会告示第1号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく非組合員の範囲の認定）は、廃止する。

平成23年8月2日

山形県労働委員会  
会 長 立 松 潔

- 1 地方公営企業等の名称  
県が経営する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業

- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所                    |           | 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者                                                               |
|----------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山<br>形<br>県<br>企<br>業<br>局 | 本 局       | 局長、課長、主幹、総務企画課副主幹、課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）、総務企画課総務専門員、同課職員主査及び同課財務主査 |
|                            | 村山電気水道事務所 | 所長及び副所長                                                                                         |
|                            | 最上電気水道事務所 | 所長及び副所長                                                                                         |
|                            | 置賜電気水道事務所 | 所長及び副所長                                                                                         |
|                            | 鶴岡電気水道事務所 | 所長及び副所長                                                                                         |
|                            | 酒田水道事務所   | 所長及び副所長                                                                                         |

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成23年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月14日（金）午前10時から正午まで  
(2) 場所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を平成23年9月5日（月）から平成23年9月16日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工観光部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、9月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、商工観光部産業政策課鉦政担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |                                    |
|-----------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                 |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営屋城町アパ<br>ート2棟 | 長井市屋城町4<br>-2             | 3DK  | 72.2                          | 1    | 一般用 | 24,300<br>円             | 28,100<br>円                        | 32,100<br>円                        | 36,200<br>円                        | 41,400<br>円 | 47,800<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 小国アパー<br>ート2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-8 | 同    | 59.4                          | 3    | 同   | 13,700<br>円             | 15,900<br>円                        | 18,200<br>円                        | 20,500<br>円                        | 23,400<br>円 | 27,000<br>円 |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年8月8日から同月12日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年8月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成23年9月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全身用マルチスライスCT装置システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年8月2日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室
- (2) 日時 平成23年9月12日（月） 午前11時00分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 全身用マルチスライスCT装置システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成23年11月13日（日）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (6) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院 総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る製作仕様書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を平成23年9月1日（木）午後3時まで契約事務を担当する部局に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、開札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased:Computed tomography Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender:11:00 AM, September 12, 2011
- (3) Contact point for the notice:Jeneral Affairs, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjoshi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525